

第6回定例会議事日程（第4号）

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | 議案第58号 | いちき串木野市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第59号 | いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 3 | 議案第60号 | いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第61号 | いちき串木野市火災予防条例及びいちき串木野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第62号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第63号 | いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第66号 | 羽島交流センターの指定管理者の指定について |
| 第 8 | 議案第67号 | 生福交流センターの指定管理者の指定について |
| 第 9 | 議案第68号 | 冠岳交流センターの指定管理者の指定について |
| 第10 | 議案第69号 | 照島交流センターの指定管理者の指定について |
| 第11 | 議案第70号 | 旭交流センターの指定管理者の指定について |
| 第12 | 議案第71号 | 荒川交流センターの指定管理者の指定について |
| 第13 | 議案第72号 | 川南交流センターの指定管理者の指定について |
| 第14 | 議案第73号 | 川北交流センターの指定管理者の指定について |
| 第15 | 議案第74号 | 川上交流センター等の指定管理者の指定について |
| 第16 | 議案第75号 | 本浦交流センターの指定管理者の指定について |
| 第17 | 議案第76号 | 中央交流センターの指定管理者の指定について |
| 第18 | 議案第77号 | 上名交流センターの指定管理者の指定について |
| 第19 | 議案第78号 | 野平交流センターの指定管理者の指定について |
| 第20 | 議案第79号 | 土川交流センターの指定管理者の指定について |
| 第21 | 議案第64号 | いちき串木野市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第22 | 議案第65号 | いちき串木野市相撲競技場条例を廃止する条例の制定について |
| 第23 | 議案第80号 | 観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について |
| 第24 | 議案第81号 | 駅前駐車場等の指定管理者の指定について |
| 第25 | 議案第82号 | 総合体育館の指定管理者の指定について |
| 第26 | 予算議案第6号 | 令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号） |
| 第27 | 議案第83号 | いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第28 | 議案第84号 | いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を |

改正する条例の制定について

- 第 29 議案第 85 号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 30 予算議案第 7 号 令和 7 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 31 国特予算議案第 3 号 令和 7 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）
- 第 32 介特予算議案第 3 号 令和 7 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 33 水道予算議案第 3 号 令和 7 年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 34 議案第 86 号 いちき串木野市副市長の選任について
- 第 35 洋上風力発電事業調査特別委員会の設置について
- 第 36 閉会中の継続審査について
- 第 37 閉会中の継続調査について
- 第 38 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第4号（12月25日）（木曜）

出席議員 14名

1番	西	美香君	8番	江口	祥子君
2番	二井谷	友希君	9番	東	育代君
3番	福山	修司郎君	10番	濱田	尚君
4番	奥吉	拓郎君	11番	竹之内	勉君
5番	竹中	ひかり君	12番	原口	政敏君
6番	西田	憲智君	13番	福田	清宏君
7番	吉留	良三君	14番	松崎	幹夫君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神菌敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原聖君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課長	神菌正樹君
副市	長	出水喜三彦君	教育総務課長	吉永康彦君
教育	長	相良一洋君	消防長	上夷征史君
総務課	長	長畑正博君	水産商工課長	榎並哲郎君
企画政策課	長	山崎達治君		

令和7年12月25日午前10時00分開議

△開 議

○議長（松崎幹夫君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（松崎幹夫君） まず、報告します。

監査委員から提出のあった令和7年10月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第7号について、それぞれ写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第26

議案第58号～予算議案第6号一括上程

○議長（松崎幹夫君） それでは、日程第1、議案第58号から日程第26、予算議案第6号までを一括して議題といたします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長東 育代君登壇]

○総務厚生委員長（東 育代君） 私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案20件、予算議案1件の計21件であります。

去る12月15日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第58号いちき串木野市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定についてであります。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、職員を公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が運営する鹿児島県自治研修センターへ派遣することに伴い、条例を制定しようとするものであります。

説明によりますと、派遣先は鹿児島市宮之浦町にある鹿児島県自治研修センターで、派遣の期間は、原則3年間、派遣職員の職務は、階層別研修や特別研修の企画運営などを担当し、給与等は派遣先が支給するとのことであります。

審査の中で、公益的法人は今回の派遣先以外にあるのかと質したところ、法律に規定があるのは、社団法人、財団法人、そのほかの政令で定められた法人であり、例えば医療法人、学校法人、漁業協同組合、社会福祉法人等が定められている。

なお、現在、本市で派遣を行っている一般財団法人自治体国際化協会もその一つだが、この派遣については、研修派遣のため、給与等を本市が支給しており、法律の適用対象外であるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

説明によりますと、乳児等通園支援事業は、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、令和8年4月1日から全国で本格実施となる。

実施施設は、事業認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、幼稚園等で、実施方法は、保育所等の定員とは別に、定員を設定する一般型と利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受入れを行う余裕活用型があるとのことであります。

審査の中で、一般型で行う予定の事業所はあるかと質したところ、市内保育所等の各事業所に意向調査を行ったところ、1保育園が実施予定、3保育園が前向きに検討するという結果で、いずれも余裕活用型で検討しているとの答弁であります。

また、市独自の保育料無償化の対象かと質したところ、市の独自の保育料の無償化をした背景としては、国の無償化の対象とならない課税世帯、0から2歳を抱える保護者から保育料の負担が大きい、働きたくても働けないという声があったことから、働きたい女性が制約なしに働くことによって、経済的

不安の解消につながるように、市独自の施策として実施したもので、今回の乳児等通園支援事業については、就労などの保育を必要とする事由を問わないため、無償化の対象外とすることで考えているとの答弁であります。

そのほか、委員から、基準については、安全面や保育現場のことをもう少し考えていく必要がある旨の本条例制定に反対する意見が述べられたのであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応し、旅費の計算等に係る基準を見直すため改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号いちき串木野市火災予防条例及びいちき串木野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防庁防災業務計画の見直しを踏まえ、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めるため改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正により、市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができ、注意報が発せられた場合は、市の区域内にあるものは、火の使用の制限に従うよう努めなければならない、この区域についても市長が指定できることとなる。

また、林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときも、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとなるとのことでもあります。

審査の中で、注意報等が出た際、市長が区域を定めるとしているが、本市内は平地が少なく、ほとん

どが山地であるため、全域が対象になるのではないかと質したところ、一部区域を指定することは考えておらず、全域を指定する予定であるとの答弁であります。

そのほか、委員から、市外からキャンプに来る方もおり、そのような場所では注意報等も気づかない可能性もあるため、キャンプ場の入り口に火の取扱いについて注意喚起するような表示をすべきであるとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第62号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等による関係省令の改正に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行することに伴い、改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号から議案第79号については、各交流センター等の指定管理者の指定についてでありますので、一括して報告いたします。

これら14議案につきましては、市内14の交流センター及び川上ふれあい公園の指定管理者として、非公募により、それぞれの地区まちづくり協議会等を指定し、指定の期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としようとするものであります。

以上、14議案は全て全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,819万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億8,000万1,000円とするほか、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

10款1項1目地方交付税の普通交付税4,473万8,000円は、今回の補正の所要財源の追加であります。

21款市債6,370万円の追加は、都心平江線道路改良事業の財源である道路整備事業債を3,000万円、いちきアクアホール非常用発電設備改修事業の財源である文化施設整備事業債を3,080万円増額するほか、事業費の変更に伴い、消防防災施設整備事業債及び小学校施設整備事業債を増額しようとするものであります。

なお、今回の補正により令和7年度末の市債残高は158億3,778万3,000円の見込みとなり、そのうち99億3,677万9,000円、62.7%が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、各款にわたり人事異動等に伴う職員給与費等の補正を行っております。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費のコンビニ交付システム更新事業358万6,000円は、導入後5年を経過するコンビニ交付システムに係る機器類の更新経費を計上するものであります。

3款民生費1項2目障害者等福祉費の障害者総合支援法介護給付等事業1億7,176万9,000円は、利用見込み増に伴い、介護給付費及び訓練等給付費並びに相談支援給付費を追加するものであります。

次に、第2条繰越明許費の補正は、コンビニ交付システム更新事業など3事業について、明許繰越しする金額を設定するものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正は、戸籍システム及び附票システム標準化事業については、令和8年度、また、羽島交流センターなどの各交流センターと観音ヶ池市民の森、駅前駐車場及び広場並びに

総合体育館の指定管理については、3か年にわたるため、令和8年度から10年度までの債務負担行為を追加するものであります。

次に、第4条地方債の補正は、今回の補正予算及び事業費の変更に伴い、道路整備事業など4事業の限度額を変更するものであります。

本案中、委員会付託分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（松崎幹夫君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入りますが、予算議案第6号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第58号いちき串木野市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、二井谷友希議員の発言を許します。

〔2番二井谷友希君登壇〕

○2番（二井谷友希君） 私は、議案第59号いちき串木野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、反対する立場から討論を行います。

来年度から全ての市区町村で乳児等通園支援事業、

いわゆる子ども誰でも通園制度実施予定に当たり、この条例は本市において上程されたものです。

まず、利用時間が一月10時間の上限ということに関しまして、こども家庭庁が試行的事業を実施した自治体で行ったアンケート調査では、保護者が感じた負担や使いにくさで一番多かったものが、利用可能時間が短いということでした。

一月10時間、これはさすがに短いということはやはり多くの保護者が思っているところです。例えば東京都練馬区では、国の利用時間である10時間を超えて、週1回程度、一月48時間までという利用枠にしています。

また、子どもにとっても安全・安心な基準になっているとは言えません。

一つは、事業所に関して、保育事業の経験がない営利企業でも施設の基準を満たしていれば参入可能な制度となっており、実際本市におきまして、今のところ、保育園が検討中とのことですが、基準としまして、保育事業の経験がない営利企業を制限するものはありません。

東京都台東区では、実施方式を余裕活用型のみとし、実施施設は、区内の民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち、実施を希望する施設としています。

二つは、乳児等通園支援事業に関して、保護者がスマホアプリで空き状況を確認し、その都度、空いている施設、時間にスマホから直接申し込む仕組みが検討されていますが、いわゆるこうした自由利用では、乳児期の子どもの発達にとって重要な特定の大人との応答的な関わりや情緒的な絆を生むことが困難となります。

また、保育施設における死亡事故は預け始めが非常に多いことから、毎回違う施設に預けることが重大事故のリスクに子どもたちをさらすことになりかねません。

また、通常、保育園に通う際には、事前に保護者は施設の見学に行き、説明を受け、施設と保護者との面談が行われますが、子ども誰でも通園制度では、そういったプロセスは必要とせず、事前にどういった施設か確認せずに、スマホで簡単に利用予約が完結

してしまいます。

三つは、通常の保育とは違い、特に毎日来る子どもではない子どもに対し保育をするということで、そのことに発達特性や見識を有した者、十分な経験がある者、専門性のある有資格者、つまり、保育士であるということが必要だと思いますが、子ども誰でも通園制度の保育士の配置に関しまして、一時預かり事業と同様に、保育士の有資格者は半分でいいとされ、保育士以外の人材も活用するとしています。

従事者にとっても、一般の保育に比べて緊張感やストレスを感じる時間が長い状況となっており、現場の混乱は避けられないのではないのでしょうか。

近年、鹿児島県内においても、保育現場における痛ましい事件が起きています。ただでさえ苛酷な労働環境があり、それに比べ保育士の処遇が見合わず、保育士の不足があり、保育の現場は大変な状況となっております。そのことで、子どもの安全な保育環境が脅かされています。

本市においても保育士が十分な状態である今回の制度が始まってでも対応できるとは言い切れません。市としてしっかりとした基準を設けることが求められるのではないのでしょうか。

本市において月10時間以上利用できるような基準にすることや、なるべく子どもが安心して通え、特定の大人との愛着形成や信頼関係を育むことができるような事業所利用の基準を設置すること、保育士の配置基準を本市独自のものに改善すること、事業所の認可基準に関して、より厳しい基準を設けることや、もしくは余裕活用型の実施にすることなど、基準を改善し、安心・安全な保育、そして、市民の子どもたちの命を守る、そういう市の責任を果たすということを強く要請いたします。

よって、議案第59号に対しては反対をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） ほかに討論なしと認め、起立採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松崎幹夫君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号いちき串木野市火災予防条例及びいちき串木野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号いちき串木野市行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号羽島交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第67号生福交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第68号冠岳交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は可決されました。

次に、議案第69号照島交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は可決されました。

次に、議案第70号旭交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は可決されました。

次に、議案第71号荒川交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は可決されました。

次に、議案第72号川南交流センターの指定管理者

の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は可決されました。

次に、議案第73号川北交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は可決されました。

次に、議案第74号川上交流センター等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は可決されました。

次に、議案第75号本浦交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第76号中央交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第77号上名交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第78号野平交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第79号土川交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） 私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案5件、予算議案1件、陳情1件の計7件であります。

去る12月16日に委員会を開催し、陳情1件を除き、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第64号いちき串木野市弓道場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公共施設等総合管理計画に基づく第1期建物系個別施設計画により、令和8年3月31日をもって、串木野弓道場を廃止するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、串木野弓道場は昭和41年に建設され、弓道振興の拠点として利用されてきたが、施設の老朽化が進み、安全面及び維持管理の観点から、令和7年度までに廃止する方針となった。現在の利用者に対し、令和8年度からは市来弓道場を利用していただくよう説明し、御理解をいただいたとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号いちき串木野市相撲競技場条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、公共施設等総合管理計画に基づく第1期建物系個別施設計画により、令和8年3月31日をもって、相撲競技場を廃止するため条例を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、相撲競技場は昭和43年に建設され、昭和47年の太陽国体では競技会場となるなど、様々な大会が開催されてきたが、施設の老朽化に伴い、屋根などの鉄骨が腐食し、落下する危険性があ

るため、令和7年度までに廃止する方針となった。

相撲競技場の廃止について、市相撲連盟に対し説明を行い、御理解をいただいたため、今後は、屋根や鉄骨などは解体撤去し、公園の一部として、利用するとのことであります。

審査の中で、相撲競技場の電源等については、イベントや防災訓練など、様々な活用方法が考えられるため、残す方向で検討できないかと質したところ、屋根などを解体撤去した後、電源等についても撤去する方針であるが、再度検討したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号から議案第82号までの3議案については、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求められたもので、指定の期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものであります。

まず、議案第80号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指定管理者の更新に当たり、引き続き株式会社石原建設を指定しようとするものであります。

基準額増加の主な要因は、最低賃金引上げに伴う人件費の増であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号駅前駐車場等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指定管理者の更新に当たり、引き続き有限会社東洋ベンディングを指定しようとするもので、指定管理を行わせる施設は、串木野駅前駐車場、市来駅前駐車場、串木野駅前広場、神村学園前駅前広場、市来駅前広場であります。

説明によりますと、管理料積算の利用料収入において、前回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う駐車場利用者の減少を考慮し算定したが、現在駐車場利用者も回復していることから、基準額を増額した。これにより、支出額から収入額を差し引いた管理運営費は、前回の基準額と比較し、55万9,000円の減額となるとのことであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、第82号総合体育館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指定管理者の更新に当たり、公募を行ったところ、3社の応募があり、選定審議会で審査の結果、Fアリーナいちき串木野共同事業体を指定しようとするものであります。

説明によりますと、Fアリーナいちき串木野共同事業体の代表団体は、平成29年度から指定管理を行っている株式会社日本水泳振興会、構成団体はフラワーゴラッド鹿児島を運営する株式会社フィールドエックスとのことであります。

審査の中で、日本水泳振興会とフィールドエックスが共同事業体を構成することになった経緯について質したところ、日本水泳振興会がフィールドエックスの持つノウハウやネットワークに期待し、共同運営の申入れを行い、共同事業体として申請されたとの答弁であります。

また、共同事業体による総合体育館の活用が増えることで、市内のスポーツ団体等が利用しづらくなることはないかと質したところ、年間行事の計画については、まずは市内の各団体から要望を聞き、調整した後、スケジュールを組むため、市内のスポーツ団体等や市の行事を優先するとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入について申し上げます。

17款寄附金1項3目商工費寄附金の薩摩藩英国留学生記念館寄附金20万円は、UK E k i d e n創設者兼CEOであるアンナ・ディングリー氏からの寄附金を計上するものであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

6款農林水産業費1項3目農業振興費の地方卸売市場施設整備事業国県補助金返還金3,038万9,000円は、日置北部公設地方卸売市場を令和5年4月に廃止したことに伴う補助金返還金の計上であります。

8款土木費2項2目道路新設改良費の都心平江線道路改良事業3,000万円は、排水路及び護岸工事費

を追加するものであります。

10款教育費5項3目文化施設管理費のいちきアクアホール非常用発電設備改修事業3,080万円は、改修に係る工事費を追加するものであります。

説明によりますと、4月に実施した年次点検において、消防法により設置が義務づけられている設備の故障が判明した。施設の防災機能を確保するため、早急に改修工事を実施し、台風等による停電リスクが高まる夏までには完成を目指す計画であるとのことであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（松崎幹夫君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第64号いちき申木野市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号いちき申木野市相撲競技場条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第80号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第81号駅前駐車場等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第82号総合体育館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

これから保留いたしておりました予算議案第6号について、討論・採決に入ります。

予算議案第6号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27～日程第33

議案第83号～水道予算議案第3号一括上程

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第27、議案第83号から日程第33、水道予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第84号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市議会議員及び特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

改正の主な内容は、12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、1.7月分とし、本年12月1日から適用しようとするものであります。これにより、年間の期末手当の支給割合は3.35月分となり、令和8年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

議案第85号いちき串木野市職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給料表等を改定しようとするものであります。

改正の主な内容は、第1に、職員の給料表を平均3.3%引き上げるもので、本年4月1日から適用しようとするものであります。

第2に、期末手当及び勤勉手当の改定であります。12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当の支給割合を1.275月分、勤勉手当の支給割合を1.075月分とし、本年12月1日から適用しようとするものであります。

これにより年間の期末手当の支給割合は2.525月分、勤勉手当の支給割合は2.125月分となり、令和8年度以降、支給割合を6月と12月で平準化するものであります。

次に、予算議案第7号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の支援に係る事業費の計上が主なるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億5,112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を213億3,112万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からその主なるものについて説明を申し上げます。

まず、議案第83号から議案第85号による議会議員、特別職、一般職及び会計年度任用職員の給与改定等に伴い、人件費を追加するもので、特別職分で13万9,000円、一般職分で6,537万5,000円、会計年度任用職員分で1,937万5,000円の増額となり、各款にわたり補正しております。

3款民生費は、児童福祉費で児童1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当支給事業費の計上であります。

4款衛生費は、保健衛生費で水道料金の基本料金を10か月分免除するための水道事業会計繰出金の追加であります。

6款農林水産業費は、水産業費で燃油価格高騰の

影響を受けるまぐろ漁業者を支援するための燃油価格高騰緊急対策支援事業費の計上であります。

7款商工費は、商工振興費で食料品等の物価高騰に対する市民への支援と地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券事業費の計上であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

10款地方交付税は、今回の補正財源所要額の追加であります。

14款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加であります。

15款県支出金は、事業費決定に伴うものであります。

次に、国特予算議案第3号令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ153万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億8,137万5,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び5款保健事業費で、給与改定に伴う会計年度任用職員報酬等の追加であります。

歳入は6款繰入金で、一般会計繰入金、7款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

次に、介特予算議案第3号令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ111万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,037万7,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び3款地域支援事業費で、給与改定に伴う会計年度任用職員報酬等の追加であります。

歳入は7款繰入金で、一般会計繰入金の追加であります。

次に、水道予算議案第3号令和7年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の収入において、水道料金の基本料金を免除することに伴う、給水収

益の減額と一般会計補助金の追加との調整であります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君） これより質疑に入ります。

まず、議案第83号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第7号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、質疑はありませんか。

○9番（東育代君） まず、農林水産業費、まぐろ漁業者への燃油高騰緊急対策支援事業についてお聞きします。

ここに本市に船籍を置く遠洋まぐろ漁業者となっておりますが、本市における事業者の数と、それから、船籍数を教えてください。

それから、次の商工費、プレミアム付商品券事業についてお聞きします。

食料品等の価格高騰が市民生活やと事業内容の説明を受けましたが、この中で、市民への支援と地域経済の活性化を目的となっておりますけれど、本市に在籍される外国人の数、対応はどうされるのか。

二つ目に、75歳以上の市民には2冊以上無料引換えとお聞きしましたが、施設入所者に対する対応、それから、施設入所者の数、それから、利用可能事業所ということで、市内に事業所がある事業所ということの説明を受けましたが、ここは大型店、中小

小売店利用枠があるのかどうかお聞きします。

○水産商工課長（榎並哲郎君） まず、まぐろの会社の数と船籍数ということでございました。

船主協会に加入していらっしゃる会社が6社でございます。船のほうは14隻となります。

次に、プレミアム付商品券についての御質問でございました。

まず、外国人も含まれるかということでございますけれども、在住の外国人の方も含まれる形になります。

2点目の75歳以上の方々、施設入所者についてという御質問でございました。数は把握しておりませんが、今回75歳以上の方々への引換えというのも考えておりますので、施設のほうに希望があるかどうかということをご確認させていただきたいと思っております。希望があった場合には職員のほうで出向きまして、引換券等の対応をしていきたいというふうに思っております。

あと、大型店と地元商店街の割合があるのかということでもございましたけれども、一応10枚つづりという形で考えておりますが、今回5対5というふうに考えております。大型店舗の5枚につきましては、地元のほうでも使える形となっております。

○9番（東 育代君） まぐろ漁業船籍についてお聞きしました。6社ということですが、この6社、もし差し支えなければ、事業所名は教えてもらえるのでしょうか。

それと、施設入所者数は把握していないということでしたが、やはりこの中に意思確認が取れるかどうかという方も含まれると思うんですが、そこら辺についての対応というのが一番今回、厳しくなるのかなと思うんですが、そこら辺を教えてください。

○水産商工課長（榎並哲郎君） まず、まぐろの6社でございますけれども、神崎水産株式会社、串木野まぐろ株式会社です。3社目が前潟水産有限会社になります。4社目が株式会社潮です。5社目がまるわか水産株式会社になります。もう1社が若潮水産株式会社、この6社となっております。

2点目の御質問の施設へのということでした。施

設については、まず、私たちのほうから訪問販売ができますということで、まずお伝えさせていただきまして、希望があった場合に行きたいというふうに思っております。その施設入所者の中で、認知症とか、そういう方々につきましては、後見人制度であったり、もしくはその施設長に金銭的な管理というのを委任されている場合があるかと思っておりますので、そこを確認しながら配布、また引換えをさせていただきたいというふうに思っております。（「人数は外国人の人数」と言う声あり）

○水産商工課長（榎並哲郎君） すいません、正式な数字は1桁までまだ調べてないところなんですけれども、約500人という形になっております。

○議長（松崎幹夫君） ほかにありませんか。

○6番（西田憲智君） 7款商工費、今、東議員からもありましたようにプレミアム付商品券について、3点お伺いしたいと思います。

まず、全協の中で2月中旬ぐらいからの販売開始で、8月末までの期間、利用できるというふうにお聞きをしました。

この購入については、今1人2,500円の冊子を4枚まで購入できるというふうにお聞きしましたが、この購入期間のいわゆる期限というのはあるのか。例えば4回に分けて購入ができるのか等々というのを教えていただきたいのと、今回は食料品等々の利用ということで、市街地区域にどのような利用ができるようになるのかという、何かこう工夫がされたのかというのを2点目お聞かせください。

また、3点目は、購入されたこのプレミアム付商品券を最終的に使い切れなかった、期限内にですね。というときの返金制度等は考えられているのか、この3点をお伺いいたします。

○水産商工課長（榎並哲郎君） 今回のプレミアム付商品券ですけれども、3月上旬から8月末までの約6か月間を使用期間というふうに考えております。

購入につきましては、2月の中旬ぐらいから6月の下旬までを一応想定いたしております。年金支給月等を考えまして、6月の下旬という形でいたしました。

場合によっては、また購入状況を見ながら、その

分については、7月末とかには検討していきたいと思っております。

2点目の、市街地への方々への販売ということでの御質問であったかと思えます。で、よろしかったでしょうか。

市街地のタクシー等の利用ということになる……。ごめんなさい、ほかの次の三つ目の答弁をさせていただいてからでよろしいでしょうか。失礼しました。

返金につきましては、一応対応いたしてないところでございます。過去の状況を見ますと、0.4%の方々を使用されていらっしやらないという状況がありましたけれども、返金は考えていないところでございます。

2点目の御質問は申し訳ございません。

○6番（西田憲智君） 1番目、3番目の件は承知いたしました。また、3番目につきましては、購入して、使用しない市民の方々がないように、そういった周知もまたしていただきたいなというふうに思います。

2番目につきましては、利用できる事業所というのは、恐らく市街地には多く存在すると思えますが、要するに市街地以外の市民の方々にとって、利用するのに、わざわざ移動手段を使って購入しないといけないとか、車をお持ちでない方はタクシーを使って買物に来ないといけないとかということも考えられるんですが、そういった市街地以外で利用できる、いわゆる事業所の拡大というところに何か工夫をされているかをお伺いいたします。

○水産商工課長（榎並哲郎君） 先ほど失礼いたしました。

市街地の方々には、今回の事業所様のほうにもう一度募集をかける形になるんですけども、移動販売車とか、かなり広がっているかと思っておりますので、その方々のほうに声かけをさせていただきたいと思えます。

また、タクシーにつきましては、いきいきタクシー等につきましては、1回300円ということで、これについては、別途補助を出している形になりますので、通常のタクシーの利用については対象になるように、交通事業者様のほうにも声かけをさせてい

ただきたいというふうに思っております。

○議長（松崎幹夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第3号令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第3号令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第3号令和7年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第83号から水道予算議案第3号については、会議規則第37号第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号から水道予算議案第3号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第83号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、二井谷友希議員の発言を許します。

〔2番二井谷友希君登壇〕

○2番（二井谷友希君） 私は、議案第83号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

改正に関して、期末手当の引上げによる人件費の増加が発生します。一方、物価高騰が長期に続く中、市民生活は大変厳しい状況です。実質賃金や年金は増えない状況が続いております。

また、本市の行財政が厳しい中、その上、本市は1人当たりの議員報酬を上げるということを決定したばかりです。このことに関しまして、市民の方から生活が苦しいのに、議員だけ自分たちの報酬を上げることを決めたことにけしからんというたくさんのお声を聞いております。

他の自治体では、期末手当を据え置くことにしたところもあり、本市においても、厳しい市民生活の状況を鑑みれば、据置きにするべきではないでしょうか。

よって、議案第83号に対しては反対をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、起立採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎幹夫君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、二井谷友希議員の発言を許します。

〔2番二井谷友希君登壇〕

○2番（二井谷友希君） 私は、議案第84号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論をいたします。

先ほどの第83号と内容がかぶるところがありますが、改正に関しまして、期末手当の引上げによる人件費の増加が発生すること。

その一方で、物価高騰が長期に続く中、市民生活が大変厳しい状況です。実質賃金や年金は増えない状況が続いております。本市の行財政も厳しい状況があります。

他の自治体では期末手当を据え置くことにしたところもあり、本市の厳しい市民生活の状況を鑑みれば、据置きにするべきではないでしょうか。

よって、議案第84号に対しては反対をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎幹夫君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第7号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第3号令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第3号令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第3号令和7年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第34 議案第86号上程

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第34、議案第86号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 議案第86号いちき串木野市副市長の選任についてであります。

本市の副市長である出水喜三彦氏が本年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会

の同意を求めるものであります。

出水喜三彦氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、副市長として適任と認め、選任しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君） これより質疑に入ります。

議案第86号いちき串木野市副市長の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第86号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第86号いちき串木野市副市長の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は13人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（松崎幹夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（松崎幹夫君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載してください。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 西 | 美香 | 議員 |
| 2番 | 二井谷 | 友希 | 議員 |
| 3番 | 福山 | 修司郎 | 議員 |
| 4番 | 奥吉 | 拓郎 | 議員 |
| 5番 | 竹中 | ひかり | 議員 |
| 6番 | 西田 | 憲智 | 議員 |
| 7番 | 吉留 | 良三 | 議員 |
| 8番 | 江口 | 祥子 | 議員 |
| 9番 | 東 | 育代 | 議員 |
| 10番 | 濱田 | 尚 | 議員 |
| 11番 | 竹之内 | 勉 | 議員 |
| 12番 | 原口 | 政敏 | 議員 |
| 13番 | 福田 | 清宏 | 議員 |

○議長（松崎幹夫君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎幹夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（松崎幹夫君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に東育代議員、濱田尚議員を指名します。両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（松崎幹夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票。これは先ほど出席議員数に符合しています。そのうち賛成12票、反対1票です。

以上のおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第35 洋上風力発電事業調査特別委員

会の設置について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第35、洋上風力発電事業調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

洋上風力発電事業について調査・研究するため、議長を除く議員全員で構成する洋上風力発電事業調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査に付することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く議員全員で構成する洋上風力発電事業調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

ただいま設置されました洋上風力発電事業調査特別委員会は、会議規則第44条第1項の規定により、期限を令和9年11月12日までとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、期限を令和9年11月12日までとすることに決定しました。

ここで正副委員長互選のため、次の休憩中に、洋上風力発電事業調査特別委員会を招集します。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（松崎幹夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、洋上風力発電事業調査特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。

委員長に竹之内勉議員が、副委員長に竹中ひかり議員が選出されました。

△日程第36 閉会中の継続審査について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第36、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続

審査の申出があります。

お諮りします。

申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第37 閉会中の継続調査について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第37、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第38 議員派遣について

○議長（松崎幹夫君） 次に、日程第38、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎幹夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（松崎幹夫君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 12月議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今月3日に開会されました令和7年第6回市議会

定例会が、本日をもって最終日を迎えることとなりました。先月執行の市長選挙並びに市議会議員選挙後、初めての定例会であります。提案いたしました全ての議案につきまして、慎重審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

今回、議員定数が14名となる中、新しく議員になられた方が5名、女性議員も5名であります。新しい議会構成の下で、これまでなかった新たな視点や発想により、活発な議論が展開されますことを期待いたしますとともに、議会との連携を図りながら、市民の負託に応える市政運営に努めてまいりたいと思います。

中でも、本会議での一般質問は市政運営に関する大切な政策論争の場であります。これからの市政運営の基本的な方向性や重要課題について、具体的な意見や考えを提起しながら、建設的な議論を深めることが大切であり、その解を見い出していくことが肝要だと思っております。

これから寒さも厳しくなり、慌ただしい年末、年始を迎えることとなります。くれぐれも健康管理、十分留意して越年をされ、新しい年が議員各位並びに市民の皆様にとってすばらしい年になりますよう祈念申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（松崎幹夫君） これで、令和7年第6回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時40分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第4号 いちき串木野市荒川地区風力発電事業計画見直しを求める陳情
- 2、理 由 さらに十分審査のため

令和7年12月25日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 松 崎 幹 夫 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|-----|--------------------|
| 事 件 | 1. 人口減少対策について |
| | 2. 防災対策（原発を含む）について |
| | 3. 行財政改革について |
| | 4. 生活環境について |
| | 5. 住民福祉について |
| | 6. 健康増進について |

令和7年12月25日

総務厚生委員会
委員長 東 育 代

いちき串木野市議会
議長 松 崎 幹 夫 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 新エネルギー施策の推進について
 6. 企業誘致について
 7. 教育について
 8. スポーツ・文化の振興について

令和7年12月25日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 松 崎 幹 夫 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 鹿児島県市議会議員研修会
 - (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
 - (2) 派遣場所 鹿児島県文化ホール
 - (3) 派遣期間 令和8年1月20日
 - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員